

## 東北アジア非核兵器地帯条約（案）について

- 本条約（案）は、議員による条約案としては初めてのものとして、民主党核軍縮促進議員連盟が提唱する、東北アジアに非核兵器地帯を設立しようとする条約（案）である。地域的な非核地帯条約は、既に中央アジア非核兵器地帯条約、ペリンダバ条約（アフリカ非核地帯条約）、バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約）、ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）、トラテロルコ条約（ラテンアメリカ核兵器禁止条約）がある。
- 本条約（案）の基本的枠組みとしては、韓国、北朝鮮、日本の3カ国（地帯内国家）が非核兵器地帯条約を締結するとともに、周辺の3つの核兵器国である米国、ロシア、中国の3カ国（近隣核兵器国）が、核攻撃をしないという意味での「消極的な安全の保証」などを含む非核兵器地帯尊重の議定書に参加するという方式、すなわち、スリー・プラス・スリーの形式をとる。
- 本条約によって東北アジアに非核兵器地帯を創設し、先に存在する非核地帯条約とあわせ、世界中が非核地帯となることを希求するものであり、将来的には、一つの条約に統合されることを目指したい。
- なお、6者協議において、北朝鮮の核施設の無能力化、解体が協議されているが、その完遂が北朝鮮による条約批准の当然の前提となる。また、本条約が発効した場合でも、いずれかの締結国がいずれか他の締約国に対し核兵器の使用をした場合には、「条約に関するウィーン条約」に従い、本条約は無効になる。
- 本条約（案）の特徴としては、次のことがある。
  - ① 地帯内国家の国内にある他国の軍事施設（例、在日米軍基地）も対象とする。
  - ② 日本の非核3原則（保有しない、製造しない、持ち込ませない）を、北東アジア地域全体で実現する。
  - ③ 被爆体験の継承と核軍縮教育の義務を定める。